

サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 殿

大分市長

サービス付き高齢者向け住宅における事故報告及び防止について

平素は大分市住宅行政・福祉行政についてご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成24年5月25日付で、厚生労働省及び国土交通省より、サービス付き高齢者向け住宅で事故が発生した際の情報提供について別添のとおり事務連絡がありましたことから、この度、サービス付き高齢者向け住宅登録事業者向けの事故報告に係る様式を作成しました。

つきましては、サービス付き高齢者向け住宅において事故が発生した場合は、下記のとおり早急に報告をしていただくようお願いいたします。

また、介護保険サービス事業者による介護保険サービス提供中の利用者の事故については、大分市のホームページに掲載している「事故発生時の報告に関する基準」を参考に別途長寿福祉課へ報告をしていただく必要がありますので、併せてお願いします。

記

1. 報告を要する事故の例

(1) サービス付き高齢者向け住宅事業者の場合（住宅課に報告するもの）

- ①入居者の死亡事故
- ②入居者に対する虐待
- ③サービス付き高齢者向け住宅設置者による入居者の財産侵害（職員の窃盗等）
- ④サービス付き高齢者向け住宅における火災事故
- ⑤地震等の自然災害によるサービス付き高齢者向け住宅の滅失・損傷
- ⑥感染症等が発生したとき
- ⑦入居者が行方不明になったとき
- ⑧その他重大事故に当たると思われるものが発生したとき

(2) 介護保険サービス事業者の場合（長寿福祉課に報告するもの）

- ①利用者へのサービス提供中に発生した事故
- ②事業所の職員による法令違反、不祥事等
- ③その他

※詳細は、大分市ホームページに掲載している「事故発生時の報告に関する基準」をご確認ください。

2. 報告の手順

(1) サービス付き高齢者向け住宅事業者の場合

① 「サービス付き高齢者向け住宅事故発生連絡票」の提出

事故発生後、速やかに住宅課宛に提出してください（FAX可）。

② 「サービス付き高齢者向け住宅事故報告書」の提出

発生した事故について原因究明及び再発防止策等のとりまとめを行い、住宅課宛に提出してください。

※提出書類の様式は大分市ホームページに掲載しています。

(2) 介護保険サービス事業者の場合

大分市のホームページにあります「介護保険サービス等における事故報告の取扱いについて」を参照のうえ、長寿福祉課宛に報告してください。

3. その他

(1) 事故発生時には、必要に応じて、住宅課並びに長寿福祉課が調査、指導等を行います。

(2) 事故内容については、国土交通省に情報提供を行います。

(3) 事故防止策や事故発生時の対応等については、あらかじめ職員に周知徹底を図ってください。

【担当課】

住宅課庶務担当班（サービス付き高齢者向け住宅事故連絡票・報告書提出先）

電話 097-537-5634 FAX 097-536-5896

長寿福祉課事業推進担当班（介護保険サービス事業者等事故発生連絡票・報告書提出先）

電話 097-537-5744 FAX 097-534-6226